

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

「福岡県歯科口腔保健推進計画（第3次）」（以下「本計画」という。）は、県民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現に向けて、現状や課題をふまえて目標を定め、取り組むべき施策を明らかにするものです。

2 計画の期間

本計画の期間は2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間とし、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成23年法律第95号）第13条第1項及び「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」（平成25年福岡県条例第16号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき定める法定計画です。

国の基本的事項をふまえ、「福岡県総合計画」をはじめ、「福岡県保健医療計画」、「福岡県健康増進計画」、「福岡県高齢者保健福祉計画」、「福岡県障がい者長期計画」、「福岡県がん対策推進計画」等と関連を図りながら、県民の歯と口腔の健康づくりを推進します。

4 計画の方向性

県民が、歯と口腔の健康づくりにより、生涯にわたって「自分の歯でおいしく食べることができ、楽しく会話できる」健やかな生活の保持や健康寿命の延伸を図ることを目的に、ライフステージごとの特性を踏まえたアプローチに基づく、歯と口腔の健康づくりの推進と歯科口腔保健を推進するための社会環境整備における方向性を示しました。

① 歯・口腔に関する健康格差の縮小

う蝕等の歯科疾患は、地域や社会経済状況の違いにより健康格差が生じます。地域や集団の状況把握に努め、特性に応じた効果的な歯科口腔保健施策に取り組むことが重要です。健康格差が生じやすい環境にある地域や集団については、環境整備に取り組み、歯と口腔に関する健康格差の縮小を目指します。

② 歯科疾患の予防

う蝕予防や歯周病予防に関する正しい知識の普及啓発等を行い、各ライフステージにおいて県民の理解を深め、主体的な歯と口腔の健康づくりを通じて、健康を保持増進できるよう取組を推進します。また、重症化リスクの高い集団に対しては歯の喪失予防を図る取組を支援し、歯科疾患の発症予防・重症化予防を目指します。

③ 口腔機能の獲得・維持・向上

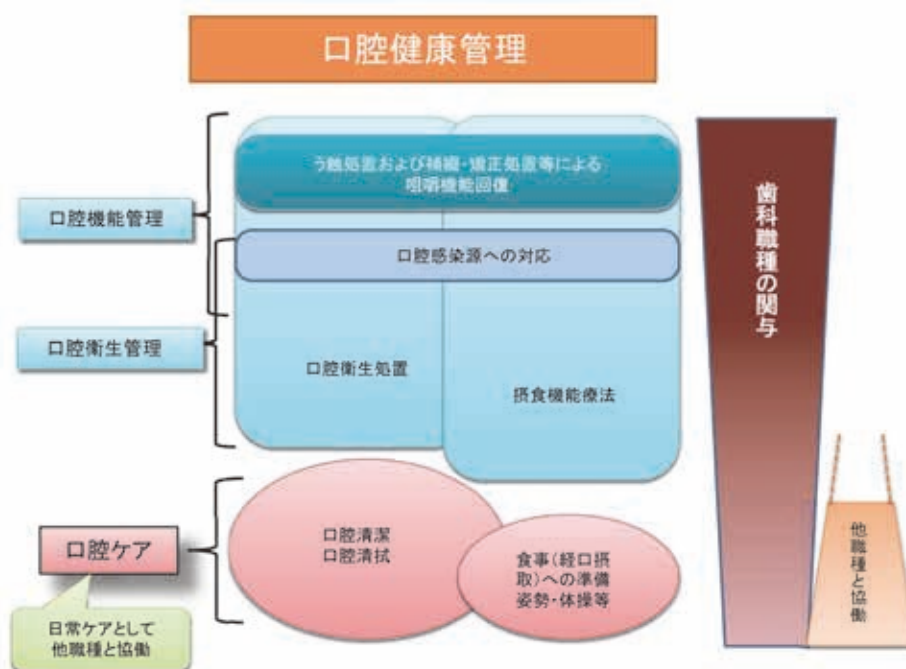
口腔機能の獲得・維持・向上を図るには、各ライフステージにおける適切な取組を図る必要があります。乳幼児期から学齢・青年期は、口腔機能の獲得及び口腔・顎・顔面の成長発育に重要な時期です。成人期から高齢期は、健康で質の高い生活を送るために、口腔機能の維持・向上を図ることが重要です。そのため、ライフステージごとの特性を踏まえて、口腔機能に関する知識の普及啓発を行うとともに、歯科だけではなく多職種との連携を含めた口腔機能支援体制の充実に取り組みます。

④ 定期的に歯科健診又は治療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障がい者（児）や要介護者等は、歯科疾患に罹患するリスクが高い傾向にあります。また、セルフケアが困難な場合、保護者や介護者による口腔ケアが重要になることから、医療、福祉、教育等の関係者と連携し、歯科保健医療の提供体制の整備を図るとともに、歯科疾患、口腔健康管理〔下図〕そして医療・介護サービス等に関する知識の普及啓発に努めます。

⑤ 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境整備

地域住民一人ひとりが各ライフステージに応じて必要な歯科医療サービスを受けられるとともに、主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組むことができる環境づくりに努めます。また、歯科口腔保健施策を円滑かつ効率的に行うために、保健、医療、介護、福祉、教育等の関係者が相互に連携します。



出典：「口腔ケア」に関する検討会の進捗と今後の展開（日本歯科医師会雑誌、櫻井薫）